



H号球（準硬式野球ボール）使用による違反行為への罰則について

いつも中野区運動施設をご利用いただきありがとうございます。

中野区野球場は軟式専用であり、中野区では準硬式野球の利用を認めておらず、準硬式野球で使用されるH号球の使用も禁止しています。

また、**利用ルール違反者による運動施設の利用を認めない**こととしており、違反行為を確認した際には、直ちに施設利用を中止し、ご退場いただきます（その際、**施設利用料は返金いたしません**）。

加えて、**令和6年7月より野球場のご利用時におけるH号球（準硬式野球ボール）使用に対して罰則を付与**することといたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

中野区

中野区運動施設等の指定管理者 日本体育施設グループ

03-3951-2515

対象施設	野球場全面
バットの利用規制	H号球（準硬式野球ボール） ※K号球は使用可能
規制対象種目	軟式野球
利用ルール適用の開始時期	適用済み
罰則規定適用の開始時期	令和6年7月1日～
罰則規定の内容	利用ルール違反があった利用日から一定期間（区民の団体・個人は1か月先の月末まで、それ以外の団体は2か月先の月末まで）、新たな施設の利用申請はすべて不承認とします（この間、団体登録内容の変更はできません）。